

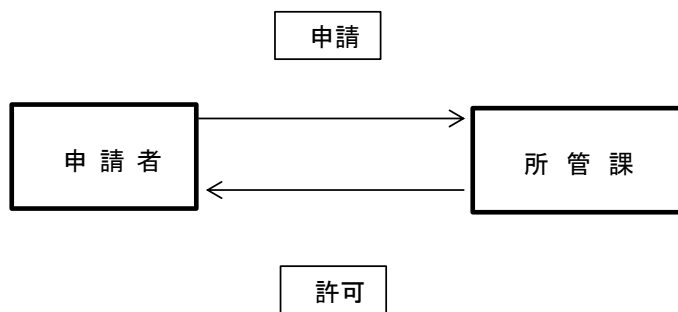
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	社会福祉法人以外の者の第1種社会福祉施設の変更許可	
処 分 の 概 要	社会福祉法人以外の者に対し、第1種社会福祉施設の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第63条第2項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>社会福祉法第63条第3項の規定を準用する。</p> <p>【根拠法令等】 社会福祉法</p> <p>第63条第2項 前条第二項の規定による許可を受けた者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第3項 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。